

財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地

酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事
氏 名

決算関係書類提出書

下記のとおり酒類業組合（連合会、中央会）の通常総会が終了しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条の 2 第 1 項の規定により、事業報告書、財産目録及び収支計算書を提出します。

記

- 1 通常総会の終了の日
年 月 日
- 2 通常総会の議事録の謄本

決算関係書類提出書（CC1-7112）の記載要領

- 1 この提出書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度、通常総会終了後に、事業報告書、財産目録及び収支計算書を提出する場合に使用してください。
- 2 この提出書は、通常総会終了の日から 2 週間以内に次の区分により提出してください。

区 分	提 出 者	提 出 先
(1)	中央会又は一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする酒類業組合	国税庁長官
(2)	連合会若しくは、(1)以外の酒類業組合で一的都道府県の区域又は一的都道府県の区域よりも広い区域をその地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する国税局長 (連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長)
(3)	(1)及び(2)以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長 (酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の所轄税務署長)

- 3 決算関係書類に「酒類業組合等自己チェック票」を添付して提出してください。
- 4 酒類業組合法第 87 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により、組合員名簿又は会員名簿の記載事項に異動がある場合は「酒類業組合（連合会、中央会）の組合員（会員）名簿異動書」を、役員の氏名、住所及び資格に移動がある場合は「酒類業組合（連合会、中央会）役員等異動書」を併せて提出してください。